

涌谷町監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した公の施設の指定管理者
監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年11月27日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 後藤 洋 一

公の施設の指定管理者監査の実施について

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を実施したものである。

2 監査を実施する監査委員名

涌谷町監査委員	遠藤 要之助
同	後藤 洋一

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

- ・所管課監査 平成29年9月19日（火）
- ・実地監査 平成29年10月3日（火）

(2) 監査の対象とした事項及び対象課

ア 指定管理料の積算及び財産取得について

(ア) 指定管理所管課関係

総務管理課、企画財政課

(イ) わくや万葉の里、健康文化複合温泉施設、研修館、世代館、健康パークの指定管理者

(一社) 涌谷町地域振興公社

(3) 監査の方法

わくや万葉の里、健康文化複合温泉施設、研修館、世代館及び健康パークの指定管理に係るものについて、当該団体及びその所管課から提出された関係書類に基づいて、関係者から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、当該団体が管理している施設の実地監査を行い、その際に関係者から事情を聴取した。

所管課については、提出された関係書類に基づき、当該指定管理に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

(5) 監査の結果

- ア 事業計画に工夫が見られ、事業に好成績が見られることは、評価できるので今後とも各施設の集客に努力されたい。
- イ 備品購入において、平成27年度及び平成28年度に町との事前協議をせず独自判断で購入し自前の備品としているが、協定書第15条第3項及び仕様書10（経費負担区分）②、③の規定に抵触すると思料される。しかも、平成28年7月1日取得であるが、平成29年7月31日の理事会に事後報告している。その上、提案理由には上記協定書及び仕様書の検討は伺われないので、その物件の帰属について町所管課と十分に協議し適正に処理されたい。
- ウ 施設管理については、一部を除き適正である。ただし、健康パークの管理状況は良好適正とは言えないので、町所管課とそのあるべき姿を十分協議され、改善し適正な管理をされたい。
- エ 未収金回収については、催促経過や結果を聞く範囲では、強制徴収も視野に検討すべきであるが、地域振興公社独自の強制徴収は、平成15年7月17日付け総務省通知（総行行第87号、第2、1（2））に抵触する可能性があるので、十分な検討を行い町当局との連携のもとに執行されたい。
- オ 決算諸表等の添付資料に内容を把握しづらい点があるので検討の上、改善されたい。

次回の公の施設の指定管理者監査には、指定管理料の使途が明確な資料となるよう改善を望む。